

中泊町農業委員会会議録

令和3年6月11日

中泊町農業委員会

令和3年中泊町農業委員会6月定例総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月11日(金) 13時30分～

2. 開催場所 小会議室2

3. 出席委員(人)

会 長	15番	松坂 龍美		
会長職務代理者				
委 員	1番	外崎 満幸	2番	田中 満
	3番	三上 孝	4番	藤田 次男
	5番	青山 邦榮	6番	小野 美恵子
	7番	神 良一	8番	瓜田 益子
	9番	澤田 健吾	10番	大川 勝仁
	11番	葛西 誠	12番	坂本 朝彦

4. 欠席委員(人)

委 員	14番	松田 耕司		
委 員	13番	木村 巧		

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名について

第3 【報告】

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第6号 農地移動あっせん委員会の結果について

報告第7号 農地転用許可不要案件届出について

【議案】

議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第11号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第13号 『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について

協議事項

1)業務予定

2)その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 今 芳 文

主 査 外 崎 健 太

主 事 小 寺 隆 斗

7. 会議の概要

事務局
(局長)

ただいまから、令和3年度中泊町農業委員会6月定例総会を開会いたします。
本日の出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。

◎日程第1 会期の決定について

議長
(会長)

はじめに、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

ご異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

◎日程第2 議事録署名委員の指名について

議長
(会長)

次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。
中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議事録署名委員は、5番青山委員、6番小野委員にお願いいたします。
なお、本日の会議の書記には事務局職員の外崎主査と小寺主事を指名いたします。以上で日程第2を終わります。

◎日程第3 報告・議案について

議長
(会長)

次に、日程第3の報告について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(小寺)

2ページをお開きください。
報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」農地法第18条第6項の規定による通知書について、次のとおり報告する。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。今月の合意解約は、2件ございました。内容につきましては、資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第5号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

無いようですので、次に報告第6号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

8ページをお開きください。
報告第6号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会(令和3年5月実施分)の結果について、次のとおり報告する。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。5月分の農地移動あっせん申し出は1件ございました。内容については、申出一覧表をご覧くださいと思います。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第6号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に、報告第7号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

10ページをお開きください。報告第7号「農地転用許可不要案件の届出について」農地転用許可不要案件の届出について、別紙のとおり報告する。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。農地転用許可不要案件届出が1件ございました。内容は、中泊町中里地域における移動通信のより良い通話サービスを提供するための無線基地局の設備を新設するものです。こちらは、総務大臣が認定する電気通信事業者が中継施設等の敷地に供するための転用のため、許可不要案件となっております。詳しい内容については資料をご覧ください。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。ただいまの報告第7号について、何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

無いようですので、次に議案の審議に入ります。

◎議案第10号

議 長
(会長)

議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

16ページをお開き下さい。議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求める。
令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

議 長
(会長)

議案第10号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

三上孝
委員

議席3番 三上です。それでは報告いたします。去る6月1日、私と外崎委員、事務局職員とで現地調査を行いました。本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件、使用貸借権の設定が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。それでは、事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局
(小寺)

17ページをお開きください。受付番号8番は、芦野字福泊地内の筆、他2筆の田。面積は4,693平方メートルの使用貸借です。

譲受人は、前譲受人同様に米の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号9番は、大沢内字海原地内の1筆の畑。面積は1,595平方メートルの所有権移転です。譲受人は、譲り渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。また、譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて問題ないと思われます。

受付番号8番から9番について、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第11号

議 長
(会長)

議案第11号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事
務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局
(外崎)

19ページをお開き下さい。議案第11号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
ついて」農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め
る。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。

受付番号4番は、宮野沢字浦島地内の1筆の田で面積は422㎡です。転用目的は、作業場敷地及
び車両置き場への用途変更であります。申請地は、平成3年秋ごろに作業場が建設されており、これ
まで作業場として使用してきていましたが、この度、当該地が農地法の許可を受けていない違反転用
にあることを知り、許可を得るため、始末書を添付して申請があったものであります。

周辺農地等への影響については、申請地付近は住宅地や休耕農地が混在するところで、これまで
も周辺農地のトラブルがないことから、今後も農作物に及ぼす影響はないと思われます。

許可基準に定める農地の区分としては、その他の第2種農地で、小集団の生産性の低い農地に該
当するものと判断しております。よって、面積その他の基準からみても問題なく許可相当と認められま
す。以上で報告を終わります。

議 長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議 長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議
ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長
(会長)

異議がないようですので、議案第11号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第12号

議 長
(会長)

次に議案第12号に入る前に、3番三上委員が関連している事案が含まれていますので、農業委員
会等に関する法律第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の開始から終了まで退
席をお願いします。

【三上委員 退席】

議 長
(会長)

議案第12号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より、議
案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(外崎)

24ページをお開き下さい。議案第12号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。令和3年6月8日付け中農政第97号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

事務局
(外崎)

27ページをご覧ください。申請内容は、所有権移転が2件です。内訳は、公益社団法人あおもり農業支援センターの売渡が1件と買入が1件となっています。

受付番号3番は、あおもり農業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地3筆、地目は田、面積は6,230㎡です。売買価格は1,745万円です。対価の支払い期限は令和3年6月17日を予定しております。

受付番号4番は、あおもり農業支援センターの買入です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は6,788㎡です。売買価格は1,697万円です。対価の支払い期限は、令和3年6月29日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

事務局
(小寺)

続きまして、33ページをご覧ください。

今月の利用権設定は、受付番号42番から54番の13件で、合計面積は155,986平方メートルです。

内訳は、新規が3件、再設定が10件です。

受付番号42番から46番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

35ページをご覧ください。

受付番号47番は新規の設定で、設定する農地は福浦字浦島地内の2筆の田。面積は10,971平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり30,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。貸借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

36ページをご覧ください。

受付番号48番は新規の設定で、設定する農地は宮川字種取地内、他6筆の田。面積は25,055平方メートルです。期間は5年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。貸借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

受付番号49番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

37ページをご覧ください。

受付番号50番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の3筆の田。面積は12,384平方メートルです。期間は10年で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。貸借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

次のページをご覧ください。

受付番号51番から54番は、賃貸借終期を迎えるため、再設定をするものです。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

利用権設定につきましては以上です。

事務局
(小寺)

続きまして、40ページをご覧ください。

今月の農地中間管理機構を通しての賃貸借は、受付番号機構21-001番から機構21-003番までの3件で、内訳は、使用貸借が1件、賃貸借が2件です。

受付番号機構21-001番は、機構をとおしての使用貸借となっておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

事務局
(小寺)

受付番号21-002番は新規の設定で、設定する農地は田茂木字若宮地内の21筆の「田」。面積は35,847平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり15,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

43ページをご覧ください。

受付番号21-003番は新規の設定で、設定する農地は中里字亀山地内の筆、他12筆の「田畑」。面積は21,807平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担、賃借料は10アール当たり20,000円、支払い方法は、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

審議が終了しましたので、委員の入室をお願いします。

【三上委員 入室】

◎議案第13号

議長
(会長)

議案第13号『『農業委員会の適正な事務実施について』の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について』を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局
(局長)

議案第13号「農業委員会の適正な事務実施について」の活動の点検・評価及び目標とその達成に向けた活動計画の策定について、次のとおり承認を求める。令和3年6月11日提出 中泊町農業委員会会長。
※資料を基に説明

議長
(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

【質問なしの声あり】

議長
(会長)

ないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長
(会長)

異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

議事については以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局
(外崎)

それでは、報告・協議事項について事務局よりご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料に基づいて、内容説明)

議長
(会長)

以上で、本日の報告事項及び議案の審議並びに協議事項はすべて終了いたしました。

それでは、これをもちまして、令和3年度中泊町農業委員会6月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年6月11日

農業委員会
会長

署名委員

署名委員
